

議案第 28 号

市川市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

市川市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 3 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

市川市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 55 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市川市公共下水道事業受益者負担に関する条例

第 1 条中「、都市計画事業として施行する下水道事業のうち」を削り、「基づき、」を「基づく」に改め、「負担金」という。）の次に「及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 224 条の規定に基づく分担金（以下「分担金」という。）」を加える。

第 2 条第 1 項中「次条の規定により公告された区域（以下「負担区域」を「都市計画事業として施行する事業により築造される公共下水道の排水区域（市川市下水道条例（昭和 47 年条例第 18 号）第 3 条第 3 号の排水区域をいう。次項において「排水区域」に改め、同条第 2 項中「負担区域」を「排水区域」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条第1項中「第4条」を「第3条」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第6条とする。

第8条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「第4条」を「第3条」に改め、同条ただし書中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1項中「1箇月」を「1月」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(準用)

第10条 第2条第1項、第3条から第8条まで及び前条第1項の規定は、分担金の徴収について準用する。この場合において、第2条第1項中「都市計画事業として施行する事業により築造される公共下水道の排水区域(市川市下水道条例(昭和47年条例第18号)第3条第3号の排水区域をいう。次項において「排水区域」という。)内に存する」とあるのは「区域外流入(下水道法(昭和33年法律第79号)第24条第1項の規定による許可を受けて排水施設を設け、排水区域(市川市下水道条例(昭和47年条例第18号)第3条第3号の排水区域をいう。)の区域外の土地の下水を事業により築造される公共下水道に流入させることをいう。)に係る」と、第4条中「前条」とあるのは「第10条において準用する前条」と、第5条第1項中「第3条」とあるのは「第10条において準用する第3条」と、「前条」とあるのは「第10条において準用する前条」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第10条において準用する前項」と、第8条中「第3条」とあるのは「第10条において準用する第3条」と、同条ただし書中「第5条第1項」とあるのは「第10条において準用する第5条第1項」と、前条第1項中「納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する」とあるのは「市川市税外収入に対する延滞金徴収条例(昭和45年条例第6号)の規定により」と読み替える

ものとする。

附則第4項中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(負担金に係る経過措置)

- 2 改正後の第2条から第9条までの規定は、令和4年4月1日以後に公示された排水区域（市川市下水道条例（昭和47年条例第18号）第3条第3号の排水区域をいう。以下同じ。）内に存する土地に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者負担金（以下「負担金」という。）について適用し、同日前に改正前の第3条の規定により公告された区域内に存する土地に係る負担金については、なお従前の例による。

(分担金に係る経過措置)

- 3 改正後の第10条において準用する改正後の第2条第1項、第3条から第8条まで及び第9条第1項の規定は、令和4年4月1日以後に下水道法（昭和33年法律第79号）第24条第1項の許可の申請をして、区域外流入（同項の規定による許可を受けて排水施設を設け、排水区域の区域外の土地の下水を公共下水道に係る事業により築造される公共下水道に流入させることをいう。）を行った土地に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づく分担金について適用する。

(市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

- 4 市川市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条中「市川市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」を「市川市公共下水道事業受益者負担に関する条例」に、「第6条第3項」を「第5条第3項（同条例第10条において準用する場合を含む。）」に、「第10条第1項」を「第9条第1項（同条例第10条において準用する場合を含む。）」に改める。

## 理 由

公共下水道事業に要する費用に充てるため公共下水道の排水区域の外側から下水の流入を行う土地の所有者等から地方自治法第224条の規定に基づく分担金を徴収することとするほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。